

令和6年度第1回練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会

令和6年11月5日

【佐藤副参事】 それでは、開会のお時間より少し早いですが、委員の皆様お集まりいただいているので、始めたいと思う。

本日は御多用のところお集まりいただきありがとうございます。

ただいまより、令和6年度第1回いじめ等対応支援チーム連絡協議会を開会させていただきます。

議事に入るまでの進行を務める練馬区教育委員会教育振興部副参事佐藤と申す。よろしく願います。

それでは、次第に沿って会議を進行させていただく。

初めに、委員の委嘱であるが、委嘱状を机上に配付させていただいている。お名前等御確認をお願いする。

続いて、三浦康彰教育長より御挨拶いただく。よろしく願います。

【三浦教育長】 皆さん、改めて、こんにちは。

練馬区教育委員会教育長の三浦と申す。7月1日付で堀前教育長の後任として着任をさせていただいた。どうぞよろしく願います。

このいじめ対応支援チームについては、今、佐川部長がいるが、私は、部長の立場でずっと参加させていただいていたので、引き続きどうぞよろしく願います。

この会は、平成24年に発足して以来、いじめの未然防止、早期発見、それから、早期解決に向けた取組について協議を重ねてきたところである。これまで、いじめ等対応支援チームからの提言の作成、SNS練馬区ルールの策定、いじめ防止研修資料などの作成を行ってきたところである。昨年度は、いじめへの対応を区内の小中学校が適切に行えるように、いじめ対応に係るフローチャート、それから、もう一段階上のいじめ重大事態に関わる対応フローチャートを作成してきたところである。

11月1日の報道で皆さんも御覧になったかと思うが、不登校と合わせて報道されていたが、いじめについては、認知件数、それから、重大事態ともに右肩上がりですでにどんどん増えているという状況である。いじめの認知については、積極的にやっていこうということがあり、非常に増えているところであるが、練馬区、国全体の特徴として小学校は増えているが、中学校は多少減っていることがあったが、後で御報告あると思う。練馬区は小中と

も認知件数は増えているところである。

認知することが早期発見につながるということで、有効な手段の一つなので、認知件数そのものの増加については、ある程度の段階まではむしろ増えていくべきと思うが、あとは、その対応、解決というものの件数も増やしていかなければいけない。そのためにはどうしていくかということを考える必要があると思っている。

本日は、校内研修の充実を図って、いじめの未然防止に努めていくということを目指して、いじめ防止の研修資料、こちらの改訂を本会で議題として扱い、皆様からいろいろな御意見をいただければと思っている。扱っている内容についても、最近のものにアップデートしたり、事例を基にアップデートしたりしているので、御意見がいただければと思っている。今年度についても、新たなメンバーをお迎えして対応を進めてまいりたいと考えているので、御協力をお願いできればと思う。

以上である。

【佐藤副参事】 本日が今年度初めての会となる。委員の皆様の紹介の時間を設けさせていただいている。なお、本チーム設置要綱にて、教育長を委員長、学識経験者である嶋崎委員を副委員長とさせていただいているので、御了承願う。

また、本日は、委員の皆様のお名前、資料1にまとめさせていただいているが、小学校長会の内木会長先生が公務により御欠席のため、副会長の檜垣先生に御出席いただいていることをお断り申し上げます。

それでは、大変恐縮ではあるが、嶋崎副委員長から、資料1、名簿順に沿って自己紹介をお願いする。着座のままで結構である。

【嶋崎副委員長】 神田外語大学の嶋崎と申す。どうぞよろしくお願いする。お世話になる。

【戸張委員】 学校教育支援センター教育相談係の戸張と申す。本日は、公認心理師・臨床発達心理士として参加させていただく。よろしくお願いする。

【檀原委員】 公立幼稚園である。幼稚園協会の会長で、光が丘さくら幼稚園の園長の檀原雅恵と申す。どうぞよろしくお願いする。

【内木委員代理（檜垣）】 先ほど御説明あったように、内木会長の代理で参った。大泉第六小学校校長の檜垣である。どうぞよろしくお願いする。

【竹内委員】 練馬東中学校の校長の竹内と申す。校長会で生活指導を担当させていただいている。よろしくお願いする。

【菊池委員】 富士見台小学校で生活指導を担当している菊池と申す。よろしくお願いします。

【山内委員】 光が丘第二中学校主幹教諭生活指導主任をしている山内と申す。よろしくお願いします。

【金子委員】 練馬区の中学校PTAの連合協議会の庶務をやっている金子と申す。大泉北中学校のPTA会長である。よろしくお願いします。

【佐川委員】 教育振興部長の佐川と申す。よろしくお願いします。

【山本委員】 教育指導課長山本である。よろしくお願いします。

【村瀬委員】 学校教育支援センター所長村瀬である。よろしくお願いします。

【佐藤委員】 教育振興部副参事佐藤である。よろしくお願いします。

続いて、事務局より自己紹介させていただく。

【事務局（小倉）】 統括指導主事の小倉である。よろしくお願いします。

【事務局（紺多）】 指導主事の紺多である。よろしくお願いします。

【事務局（高橋）】 指導主事の高橋である。よろしくお願いします。

【事務局（石村）】 指導主事の石村である。よろしくお願いします。

【事務局（岩本）】 指導主事の岩本である。よろしくお願いします。

【佐藤委員】 次に、本会議の位置づけについて、事務局より説明させていただく。

【事務局（小倉）】 事務局より、本協議会の位置づけについて説明する。

まずは、資料2を御覧いただきたい。

当いじめ対応支援チームは、いじめ防止対策推進法第14条で示される関係機関等の連携を図るために設置されるいじめ問題対策連絡協議会に該当するものである。第14条では、地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとしている。本区においては、練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱をもって、本協議会の設置としている。

また、第14条では、構成員として、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、または地方方法務局、都道府県警察、その他の関係者により構成されると明記されている。それを受けて、次年度以降の構成員については今後検討していく。

次に、資料3、練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱を御覧いただきたい。

本区においては、学校、保護者、学識経験者、心理職、教育委員会の関係部局で構成している。本チームは、学校のいじめの実態を把握するとともに、未然防止、早期解決に向

けて、次の各号に掲げる事項について協議することになっている。

主な協議内容は、いじめの未然防止に向けた取組、いじめの早期発見に向けた取組、いじめの早期解決に向けた取組、家庭、地域、関係機関との連携強化に向けた取組、就学前教育の支援である。

なお、設置要綱についても、いじめ重大事態ガイドラインの改訂等を受け、見直しが必要なため、黄色マーカーの箇所については、今回、検討した上で次年度以降変更したいと考えている。

本協議会の位置付けについて、私からの説明は以上になる。

【佐藤副参事】      ただいまの御説明について何か御質問等があればお願いします。よろしいだろうか。

それでは、議事に入る前に、今回の公開について、事務局から説明をさせていただく。

【事務局（紺多）】      事務局より説明させていただく。

練馬区では、附属機関等の会議については、原則公開としている。具体的には、１、会議の傍聴を認める。２、会議における資料を公開する。３、会議録を公開するというものになる。なお、会議録については、区のホームページで公開したいと考えている。ただし、当支援チームが必要と決定したときについては、非公開とすることができる。

以上となる。

【佐藤副参事】      それでは、ここからは議事に入らせていただく。

これより、三浦委員長に進行をお願いします。よろしくお願いします。

【三浦委員長】      それでは、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思う。

まずは報告である。２点ある。

初めに、令和７年度練馬区教育委員会いじめ問題対応方針（案）について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（小倉）】      資料４、令和７年度練馬区いじめ問題対策方針（案）を御覧いただきたい。

毎年４月に全幼稚園および小中学校に向けて、この方針を通知し、学校のいじめ防止基本方針の改訂やいじめ未然防止の取組を促している。今回、令和６年８月に改訂されたいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを受け、令和７年度に通知する方針の（案）を示している。次年度改訂する部分については、黄色マーカーで示した箇所となる。

今年度からの大きな変更点は２点ある。

1点目は、3ページの⑤重大事態への対処についてである。調査主体について、学校主体調査には、学校いじめ対策組織方式か、第三者委員会方式があること。教育委員会主体調査には、教育委員会等方式か、第三者委員会方式があることを記載した。また、いじめ重大事態の2号事案については、原則学校主体調査を行うこととするについても記載している。見え消しをしている箇所については、本区の状況を鑑み、次年度以降は削除しようと考えているところになる。

2点目は、7ページの⑤重大事態への対処について。ガイドラインの改訂に伴い、黄色マーカーの部分で示してあるように、各学校園においては、記録を適切に作成し、保存することを記載している。

あわせて、資料の6の2を御覧いただきたい。こちらについても改訂を行った。黄色マーカーの部分が改訂箇所になる。先ほど申したように、調査主体について明確に示されたことをはじめとして、様々な部分を改訂している。本フローチャートについては、本協議会後に各学校園に周知するとともに、いじめ重大事態の改訂についても、様々な場面で説明をしていきたいと考えている。

事務局からは以上になる。

【三浦委員長】      ありがとう。

これは、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが改訂されたことを受けて、こちらのほうも方針とフローチャートを直しているというところである。今までは、学校主体調査と教育委員会主体調査しかなかったということである。今回新たなガイドラインの改訂に伴って、学校主体調査でも2つの方式が、それから、教育委員会の主体調査でも2つの方式があるということで新たに位置づけられたので、それに伴って改訂を行ったということである。

何か御質問、御意見があればお願いします。

【嶋崎副委員長】      よろしいだろうか。2点ある。

まず、対象および関係児童生徒保護者への調査方針の説明というところがある。調査主体の決定の下である。そこなのだが、調査方針について、かつては6項目説明と呼んでいたが、今回7項目になった。ここは、ガイドラインでは「重大事態に関する」と書いてある。そのため、調査がすこし長くなり過ぎるというのであれば、調査方針等を入れるなどに訂正したほうがいいかなと思った。

それから、2点目なのだが、一番右側の区長部局の対応の2つ目のところ。区長へ報告

した後、区長部局のほうが対応について指示をするとなっているが、これは地方教育行政法上も指示ということはなじまないのので、ガイドラインを読んでいただくとここも支援となっている。この2点について気がついたので、御検討いただければと思う。

以上である。

【三浦委員長】      ありがとうございます。事務局、何かあるか。

【事務局（小倉）】      嶋崎先生、御意見ありがとうございます。そちらのほうに訂正する。

【三浦委員長】      よろしいだろうか。はい。ありがとうございます。

ほかにかがだろうか。よろしいだろうか。

そうしたら、いただいた御意見については、対応方針、フローチャートに反映させていければと思っている。

次に、令和6年度 練馬区いじめ一掃プロジェクトについての報告になる。事務局から説明をお願いする。

【事務局（紺多）】      資料5、令和6年度 練馬区いじめ一掃プロジェクトを御覧いただきたい。

本プロジェクトの実施要項については、既に6月初旬に各学校へ通知している。令和6年度のいじめ一掃プロジェクトは、次の4つの柱、4つの取組を柱としている。それぞれ取組について、資料5の項目3、実施事業の記載に沿って説明する。

まず、1、練馬区いじめ防止に係る作品の募集についてである。こちらは例年いじめ防止シンボルマーク、いじめ撲滅宣言、いじめ防止ポスター、いじめ防止標語を年度ごとに募集していたものを、今年度から各学校園の実態に応じて、いじめ防止に係るポスター系か、標語系の作品もしくは両方の作品に取り組んでいただくこととした。

この取組については、作成すること自体が目的ではなく、児童生徒がいじめ防止について深く考える時間を確保するとともに、学校園全体として取り組むことでいじめ防止に向けた風土を醸成することを目的としている。

次に、裏面を御覧いただきたい。

（2）いじめ一掃取組月間の設定についてである。各学校園では、11月1日からの1か月間をいじめ一掃月間とし、（2）、②実施内容に記載されている内容について取り組む。特に子供が主体となったいじめ防止に関する取組を進めていくよう働きかけている。

最後に、（3）いじめ防止実践計画書の作成および次のページにある（4）いじめ防止実践事例発表会の開催についてである。各学校園は、学校いじめ防止基本方針に基づき取

り組むいじめ防止に向けた子供が主体となった取組や組織的な教職員の取組等について計画を作成する。計画書および指導主事の学校訪問等を通じて顕著な成果を上げている学校園については、奨励賞として表彰するとともに、２月に行われる練馬区教育実践発表会の中で、いじめ防止実践事例発表会として取組について発表をしていただき、その成果を学校園で共有する。また、発表会では、先ほど説明したいじめ防止に係る作品の入選作品についての発表も行う予定である。

事務局からは以上である。

【三浦委員長】      ありがとうございます。

いじめ一掃プロジェクトについて報告があった。この件について、何か御意見、御質問があればお願いします。よろしいだろうか。

それでは、報告事項はここまでで、次から協議になる。

本日の協議内容については、校内研修の充実に向けて改訂をした「いじめ防止研修資料」について協議をしていただければと思う。

まず、事務局から説明をお願いします。

【事務局（紺多）】      本連絡協議会においては、校内研修等で活用できる資料を作成することで、個々の教員のいじめ行為への鋭い感覚と的確な指導力育成の一助としたいと考え、令和２年度に、校内での教職員研修のためのいじめ防止研修資料を作成し、令和３年度には資料の活用促進を図ってきた。

昨年度の連絡協議会においては、各学校園のいじめに関する校内研修のさらなる充実を図っていくためのいじめ防止研修資料の改訂に向けての御意見をいただいた。委員からいただいた意見を踏まえ、今年度、学校園のいじめに係る校内研修の充実を図っていけるように、資料８によるいじめ防止研修資料（案）について、これから説明することを踏まえて御意見をいただければと思っている。

資料８の内容について御説明させていただく。こちらについて、先ほど申したが、昨年度の連絡協議会において様々な意見をいただいた。

まずは、いじめの事例については、SNSトラブル、または今日的な課題を取り上げていただきたい。若手教員が増えていることによって、いじめに関する聞き取り等のポイント等が分からない教員が増えているということも踏まえて、そういったマニュアルがあってもよいのではないか。また、資料に使われている写真等をより各学校園で活用できるように、見やすいもの、分かりやすいものにしてほしいなどの意見があった。

委員からいただいた意見を踏まえ、資料の改訂に当たり、事務局では、各学校園から報告のあったいじめ案件の分析、各学校園のいじめ防止対策の視察、国や都の資料の分析等を行った結果、次の構成で本資料を改訂している。

1つ目が、表紙、2つ目が、具体的ないじめの事例および内容の視点、こちらについては6件を掲載している。3つ目がいじめの未然防止、4つ目がいじめの早期発見、5つ目がいじめの早期対応、6つ目がいじめ発見のチェックシート、そして、7つ目が参考資料等になっている。

今後、いじめに係る対応が増加していくことが予想される中で、各学校園において本資料を活用し、校内研修の充実が図れるように、各所属の委員から、本資料に関わる意見、具体的には、資料の構成、資料の内容、また、学校園での研修で活用する際の方法等について御意見を聴取したいと考えている。

私からは以上となる。

【三浦委員長】      ありがとう。

こちら、資料8のいじめ防止研修資料について、構成とか、内容などについてお気づきの点についてお話をいただければと思う。いかがだろうか。

大分、去年までの資料に比べるとボリュームが増えたという感じである。参考資料も掲載してボリュームが増えている。

7ページの上のところの写真1、2、3はこれから入ることでもいいか。

【事務局（紺多）】      こちらについては、年度末までに、各学校園の取組を指導主事が視察した上で掲載する予定である。

【三浦委員長】      目標について掲載しているところを写真に撮ってここに入るイメージなのか。

7ページの下も同じような感じなのか。

【事務局（紺多）】      そうである。

【三浦委員長】      いかがだろうか。実際御活用いただいている現場の先生方からの意見を伺いたい。

【山内委員】      いいか。光二中の山内である。

この具体的ないじめの事例ということで、6つ載せていただいて、私も、資料、事前に頂いていたので、一通り内容を読ませていただいた。実際に、校内研修で活用するとなったときに、若い先生たちにとって、どこがポイントだったのか、どうしたらよかったのか

というところ、対応の視点が下にはある。研修で読んで、みんなで考えてみてと言うと、恐らく視点がばらばらで出てくると思う。そこで、どんなところを視点にして、きちんと対応したらよかったとか、具体的に書いてしまうと何かそれが答えになってしまって、そうじゃないケースに対応できないというのもある。しかし、もう少しケースの対応があると、若い先生たちも、ここの部分をもっと気をつけておけばよかったとか、ここでちょっとずれてしまったのがよくなかったとか、例えば、事例３のところは、最初に精神的に苦痛を感じているので、いじめだということを断定してしまったが、結局最後には、いじめじゃなかったという形になった。一度認めたのに訂正するとは何事だとなり、保護者とトラブルになったケースも、どこが問題だったか、どうしたらよかったかというところもあると、研修する際には、分かりやすいと思った。

以上である。

【三浦委員長】      ありがとうございます。事務局、いかがだろうか。お願いします。

【事務局（小倉）】      ありがとうございます。

ただいま事例３のお話をいただいていたので、事例３を基にちょっとお話をします。

今、山内委員がおっしゃるとおり、やはりこの対応とか、捉え方というのが学校やそのときによって変わるので、今回事例に出すということは、ここが問題だということが分かるようにできたらいいかと思っている。

例えば、今の話だと、最初にいじめだと断定してしまった。そして、その言い方を覆すというような形になってしまった。つまり、学校のこの回答が保護者に対してあまり納得いくものでなかったというのを視点としてほしかった。そのため、下の対応の視点のところの２つ目に、児童および保護者の被害報告に対する的確な回答と事実確認、つまり、最初から断定的にするのではなく、事実確認を行った上で回答したほうが良いというようなことを暗にヒントとして示したつもりである。

ただ、もしも、これだとまだ分かりにくいようであれば、もう少し具体的な形で対応支援というものを示すようにまた検討する。ありがとう。

【三浦委員長】      よろしいだろうか。

【山内委員】      今せっかく意見聴取の機会をいただいたので、意見する。恐らく私たちは、生活指導の担当であり、教職経験が長くなってくると、この下の視点というところで、なるほどというところがある。しかし、若い先生たちは、この視点をあまり気にしないと感じるところもある。そのため、可能なのかどうか分からないが、全体の研修資料と

しては、原案のように考えてほしいなという形で、あまり具体的なことは書かないが、例えば管理職や生活指導主任には、もうちょっと具体的にここは押さえて指導してほしいというようなものがあると、校内研修でその方向性みたいなものも少し広がると感じた。

以上である。

【三浦委員長】 山内委員の意見を事務局のほうも御検討いただきたい。

【事務局（小倉）】 はい。参考になる。ありがとう。

【三浦委員長】 ほかにいかがだろうか。願います。

【菊池委員】 事例ということで、昨年のもものと比べて、事例の中にタイトルがついて、それと対応の視点というのが加わったことですごく事例が分かりやすくなったというのが前回のものとの比べてのよさじゃないかなと思う。

今、お話を伺っていて、やはり本校も研修のときには、低学年なり何なりのブロックでお話をして、ここをこうしていこうねというのを見つけ出すという、研修の形を取っているが、この対応の視点というところが出ていけば、うまく導き出すことができると思った。そういう点ではすごく事例研究がしやすくなったかと思った。

ただ、この事例を見たときにすごく特殊なものが増えたのかというのが印象で、ＩＣレコーダーの事例を聞いたことがないため、すごいと思いながら事例を読ませていただいた。事例は本当にたくさんあるが、オーソドックスな形のいじめに関する事例もやはりあったもいいのと考えた。

いじめの対応で一番困るのは初期対応で、組織的に対応する前の、担任が最初にどう動くかというのが難しいと思う。それが若手教諭やベテラン教諭がきちんと動けるような初期の対応、いじめを本当に知った瞬間どう次に動いていくかという部分がもう少しあるといいと思っている。

そういう事例もあったり、前回の事例をなくすのがもったいないので、事例をたくさん載せるのは大変かと思うが、例えば、二次元コードからいろんな事例があるような書庫のようなところにたどり着くとかの工夫があったりすると、さらによい。いろんな事例に触れられる。過去のものが見られたりとかというのもいい。

以上である。

【三浦委員長】 ありがとう。事務局、いかがだろうか。

【事務局（小倉）】 菊池委員、ありがとう。今回、最近の事例を集めたため、やや特殊な事例が多くなり、このような例になってしまったのかもしれない。

今の菊池委員の御助言を受けて、やっぱり初期対応、校内で行う前というのは非常に大事な視点だったので、そちらをまた検討する。また、二次元コードいわゆる事例集みたいなものは大変参考になったので、検討させていただく。

【三浦委員長】 今、菊池委員がおっしゃったように、最初のファーストタッチというか、保護者の方から学校にまず寄せられて、担任なり別の人が対応するということがあると思うが、そのときの対応の仕方、物の言い方、そういったことでもだいぶ保護者の方の心証が変わっていく。それで重大事態のほうに発展した、学校に不信感をもって発展してしまうケースが結構あるということは、私もこのいじめの関係の東京都の会議のほうに参加させてもらっていて、そこでもやはり学校の最初の対応のまずさが後まで尾を引いてしまうのだということは結構多くあると聞いている。初期対応をしっかりしていれば、そこまで重大事態にならなかったのではないかとこの案件が結構多いと感じた。

ほかにいかがだろうか。副委員長。

【嶋崎副委員長】 今のお話の続きになると思うが、これを見させていただいて、すばらしいものをつくっているといつも思っているが、今回もフローチャートをつけたり、それから、ガイドラインのチェックリストがついたりしている。

ただ、1点だけ気になるのでお話しさせていただく。一番後ろのほうにチェックリストがあるかと思うが、先生方、御覧いただいてもよろしいだろうか。後ろから3番目である。

ここに練馬区版があるので、これもまたすばらしいなと思った。多分一番早いのではない、これを学校に配られるとすると。文科省が通知を出したのが8月の末日である。練馬区版というのをつくったのが、すばらしいなと思っているが、事務局の方には耳ざわりな言い方になってしまうかもしれない。先に謝っておくが、今回のこのガイドラインは、初めのところにこんな言葉がある。『本ガイドラインの内容を踏まえて調査に当たっていただきたいと思う』の中の思うという言葉は、柔軟に対応していいということである。状況に応じてより適切な進め方で調査を行うことを妨げるものではない。つまり、練馬区は練馬区でチェックリストをつくってしまっているわけである。

立派にできているが、ほぼ国のガイドラインだが、それはそれでももちろんいい。学校用にしているとしてもいい、これ、よくできている。学校がチェックするには大変よくできているチェックリストだと私も思っている。しかし、練馬区らしい書き方にしておかないと、後々、自分で自分の首を絞めてしまう可能性があるということが申し上げたい。

以上である。

【三浦委員長】      ありがとう。これはどういう扱いになっているか。

【事務局（紺多）】      今、こちらについては、国から出たチェックリストを学校が使えるものにした形になっているが、その内容等についてはまだ精査が足りてない部分もあったので、嶋崎委員からいただいた御意見も参考にしながら検討していきたい。

以上になる。

【三浦委員長】      チェックリスト自体はまだどこも出してないか。

【事務局（小倉）】      まだである。

【三浦委員長】      出てないのか。この研修資料は、いつ学校に発出する予定か。

【事務局（小倉）】      こちらについては、来年度、令和7年度の4月に各学校に発出する予定である。

【三浦委員長】      チェックリストももう少し精査する時間があるということでもいいか。

【事務局（小倉）】      はい。

【三浦委員長】      はい、ありがとう。

ほかにいかがだろうか。

【檜垣委員】      ほかの資料でもいいか。

【三浦委員長】      はい、どうぞお願いします。

【檜垣委員】      13ページのいじめ発見のチェックシートというのがある。校内編と家庭編が一緒になっているが、どのような活用の仕方をするのかということを疑問に思った。校内編は先生方で見てもらうことでいいと思うが、家庭編は、例えば、保護者への啓発やふれあい月間に合わせて活用することも考えられるが、今回、一緒に掲載する意味が何かあるのかなと思った。

以上である。

【事務局（小倉）】      校内編については、先生方を対象に取り組んでいただければと思っている。家庭編については、今、檜垣委員からもあったように、ある学校においては、保健室のおたより等や学校だより等で各保護者に周知して、気になるお子様の様子を見守ってくださいと投げかけている学校等もあったので、事例を周知しながら家庭編については保護者のほうに周知できるように投げかけていく、使い方等についても周知していきたいと思っている。

以上である。

【檜垣委員】 はい、分かった。

【三浦委員長】 よろしいだろうか。

【檜垣委員】 はい。

【三浦委員長】 ほかにいかがだろうか。取りあえずよろしいだろうか。

また、お気づきのことがあったら、後ほど、あるいは後日でも結構なので、御意見を頂戴できればと思う。

では、今の段階でも御意見、様々ないただいたので、いただいた御意見を基に、事務局については、具体的な取組について、2回目のいじめ等対応支援チーム連絡協議会において、御説明とか、代案を提案できるようにしていただければと思うので、どうぞよろしくお願いする。

ほかに何かお気づきの点あればお願いする。よろしいだろうか。

そうしたら、以上で、本日の議事については全て終了とさせていただく。

それでは、進行を副参事にお戻ししたいと思う。お願いする。

【佐藤副参事】 委員の皆様、御協議ありがとう。

最後に、事務局より事務連絡をさせていただく。

【事務局（紺多）】 事務局より事務連絡をさせていただく。

第2回については、1月中旬から下旬に開催予定をしているので、また、この事務局のほうから日程調整をさせていただき、改めて通知をさせていただきたいと思っている。

なお、本日配付させていただいた資料の中でお気づきのことがあれば、事務局のほうに御意見いただければと思っているので、どうぞよろしくお願いする。

参考資料については、参考資料の1から3については、本日回収させていただくので、机上のほうに置いていただければと思う。

以上になる。

【佐藤副参事】 それでは、以上をもって、令和6年度第1回いじめ等対応支援チーム連絡協議会を終了する。ありがとう。

— 了 —